

桜の聖母短期大学入学金減免制度について

家庭の経済的事情により就学困難な学生に対し、入学金を減免することによって教育の機会均等をはかり、学生の修学機会の確保により、社会の健全な発展に寄与する人材育成を目的とした本学独自の奨学金制度です。

出願者は全員、入学志願票に記載されている入学金減免について、

1. 該当する 2. 該当しない のいずれかを○で囲んでください。

- | | |
|--------|-------------------------|
| ① 対 象 | 本学に入学を希望する者 |
| ② 免除内容 | 入学金290,000円を150,000円とする |
| ③ 免除時期 | 入学金・学生納付金等の入学時 |

1. 家計基準

免除を申請できる者は、以下の「ア」もしくは「イ」の家計基準に該当するものとする。

ア. 給与所得者841万円以下

イ. 給与所得者以外355万円以下

家計基準の金額とは、学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者一人)の収入金額をいい、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額とする。

備考 (1)同一世帯に給与所得者が2人以上いる場合、主たる家計支持者一人の収入金額とする。

(2)同一人で、2以上の収入源があつて、いずれも給与所得者の場合は収入金額を合算して得た金額から所得金額を求める。

2. 申請方法と採用

- (1) 出願者は、「桜の聖母短期大学入学金減免申請書類一式」を各出願期間において、他の出願願書とともに提出する。
(提出書類)
 - ①入学金減免申請書(本学所定)
 - ②家計基準を証明する書類
ア. 「給与所得者」の場合は「源泉徴収票」の写し
イ. 「給与所得者以外」の場合は「確定申告書」の写し、又は市町村が発行する「所得証明書」の写し
- (2) 桜の聖母短期大学の指定校・公募制推薦、AO入試、一般入試(前期・後期)、特別推薦入試の合格をもって、入学金免除者の採用決定とする。
※一般入試の入学辞退者から提出された所得証明等の書類は本人へ返却する。

3. 選考方法

提出された書類を基に、選考委員会の審査を経て、採用を決定します。

4. 採用通知

採用者には合格通知と共に、所定の「減免決定通知書」にて採用決定を通知します。